

「介護サービス情報の公表」制度の見直しについて

1 現行（見直し前）の制度概要

介護保険法第115条の35の規定に基づいて、介護サービス事業所に、そのサービスに関する情報を定期的に都道府県知事に報告するよう義務付けた制度である。

あわせて本制度では、都道府県知事に対して、調査情報についての事実確認調査を行うことや、その結果を含めた介護サービス情報の公表を義務付けている。

介護サービス事業所は、1年に1回、事業所情報を都道府県又は指定情報公表センターに報告する。

その後、都道府県又は指定された機関が調査情報の調査を実施し、その結果についてインターネットで公表を行う。

2 「介護サービス情報の公表」制度導入の背景

介護保険制度が平成12年度から導入され、規制緩和により多様な主体が参入することとなり介護サービスの供給量はおおむね順調に増加してきた。

介護保険におけるサービスの利用は、利用者と事業者とが契約して利用するため、本来、契約の当事者は対等な関係でなければならない。

利用者が自らの権利や価値観等に基づき、より良いサービス（事業者）を適切に選択することにより、多様な事業者間の競争が促され、個々の介護サービス事業者はもとより介護サービス全体の質の向上が図られることが期待される。

介護サービス事業者の参入が急速に増加したことで、利用者は、より良いサービス（事業者）を選べるだけのサービス供給量としての環境が整ってきたといえるが、選択するための情報の基盤は整っていないとの指摘があった。

また、従来から消費者契約において指摘されてきた「情報の非対称性」、「交渉力格差」などの利用者選択における課題もクローズアップされている。

このような背景の下、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を、現実のサービス利用場面において、真に利用者と事業者との対等な関係として実質的に保障するため、利用者による介護サービス（事業者）の適切な選択に資する仕組みとして導入されたのが「介護サービス情報の公表」制度である。

（介護サービス情報公表支援センターHP参照）

3 経緯

平成18年4月 …… 「介護サービス情報の公表制度」施行 公表対象サービスは、10サービス

平成21年度～ …… 基本的に全てのサービスが公表対象となり、本格施行

平成22年11月 …… 社会保障審議会介護保険部会において、「介護保険の見直しに関する意見」が取りまとめられた。

【社会保障審議会介護保険部会の意見の概要】

「介護サービス情報の公表」制度については、「利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫するとともに、調査については、都道府県知事が必要と認める場合に、適切に実施することとするなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる制度へと変更すべきである。

その際は、費用負担を含めて、都道府県の負担等に配慮すべきとの意見があった。

また、公表される情報については、都道府県の判断により、事業者が任意でサービスの質や雇用等に関するデータを追加できることとし、公表される情報の充実を図っていくべきである。

平成 23 年 6 月…… 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の可決
(15 日), 公布 (22 日)

【法改正の概要】

- ① 都道府県知事は、介護サービス事業者から報告された介護サービス情報を公表するとともに、必要と認める場合に調査を行うことができるものとする。
- ② 調査事務及び情報公表事務に係る手数料について、指定調査機関及び指定情報公表センターに納めさせ、その収入とすることができる旨の規定を削除。
- ③ 都道府県知事は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業員に関する情報であって厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

4 今後の予定

- 平成 24 年 4 月～
- 介護サービス情報公表制度に係る介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の改正内容について施行
 - 国の暫定サーバーによる公表開始 (平成 23 年度の報告内容)
 - 公表計画の策定

平成 24 年 10 月…… 公表システムサーバーについて、国の新システム運用開始

介護保険法 [抜粋]

(介護サービス情報の報告及び公表)

第 115 条の 35 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス (以下「介護サービス」という。) の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報 (介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。) を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2～3 (略)

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 (略)

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

介護サービス情報の公表制度見直しに係る広島県の対応（案）

項目	現 行	見直し案（平成24年4月1日～）	
公 表	公表機関	【指定情報公表センター】 社会福祉法人 広島県社会福祉協議会	※指定情報公表センターへ委託予定
	対象事業所	・既存事業所（報告基準日から過去1年間の介護報酬が100万円を超える事業者） ・新規事業所は、基本情報のみ公表	〔変更なし〕 ・ただし、介護予防サービスについては、本体サービスと一体的に運営されている場合には、報告の一体化を可能にする。
	公表情報	【基本情報】 ・名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備の状況や利用料金などの事実情報 【調査情報】 ・利用者本位のサービス提供の仕組み、従業者の教育・研修の状況、介護サービス事業所のサービス内容、運営等に関する情報 ●事業所は、年1回報告	〔公表内容は、変更なし〕 ・名称の変更【調査情報】⇒【運営情報】 ・【任意報告情報】… 県知事は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業員に関する情報提供の希望を受けた場合は、公表を行うように配慮する。 ・「見やすさ」「使いやすさ」「分かりやすさ」に配慮した「介護サービス選択お助けネット（サマリー版）」を追加〔現在5サービス、平成24年10月から全サービスに拡大予定〕
	公表サーバー	・指定情報公表センターに設置	・国においてサーバーを一元的に管理
	手数料	10,900円	徴収しない
調 査	調査機関	【指定調査機関】 社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 社団法人広島県シルバーサービス振興会 特定非営利活動法人NPO インタッチサービス広島 特定非営利活動法人あしすと 特定非営利活動法人 医療福祉近代化プロジェクト	※指定調査機関へ委託予定
	調査方法	・介護サービス事業者が、報告した調査情報について、指定調査機関の調査員が年1回事業所に訪問し調査を実施	【調査対象事業所】 ・新規指定から2年目、更新申請時、事業者自ら調査を希望する場合〔書面調査〕 ・報告内容に虚偽が疑われる場合〔訪問調査〕 【調査対象外事業所】 ・外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業所 ・福祉サービス第三者評価を定期的実施している事業所
	手数料	28,100円	徴収しない

「介護サービス情報の公表制度」平成24年度以降の概要(新旧)

(別紙2)

	現行	改正後
報告情報 (報告必須)	○基本情報 ○調査情報	○基本情報 ○運営情報(旧調査情報)
報告情報 (報告任意)	○なし	○介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報等(以下、「任意報告情報」という。) ※都道府県が項目を設定
報告対象サービス	○介護予防サービスを含む50サービス	○介護予防サービスを含む50サービス ※平成24年度から創設される新サービスについては、平成25年度以降に報告対象とする予定
報告免除事業者 (100万円)	○1年間の介護報酬実績が100万円以下の事業所 ※一体的調査サービス区分内において、2つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、1つのサービスが100万円を超えると、100万円以下のサービスについても報告の対象となる。	○1年間の介護報酬実績が100万円以下の事業所 ※一体的調査サービス区分は廃止とし、100万円以下のサービスについては報告の対象外となる。
基本情報調査票	○サービス毎の調査票(50種類)	○本体サービスと介護予防サービスの調査票を一体化(30種類) ※2つ以上のサービスを一体的に運営している場合については、従来どおり一体的な報告・調査を行うことを可能とする。
調査情報調査票	○一体的調査サービス区分ごとの調査票(16種類)	
報告免除サービス等	○介護予防支援 ○特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム:外部サービス利用型) ○介護予防特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム:外部サービス利用型) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム) ○居宅療養管理指導 ○介護予防居宅療養管理指導 ○短期入所療養介護(診療所) ○介護予防短期入所療養介護(診療所) ○介護療養施設サービス(定員8人以下の施設) ○見なし事業所(指定があったと見なされた日から1年間) ・病院・診療所における訪問介護、訪問リハ、通所リハ ・老人保健施設における短期入所療養介護、通所リハ ・介護療養型医療施設における短期入所療養介護	○同左
報告時期	○都道府県が毎年定める計画による(年1回の報告:義務)	○同左
調査対象情報	○調査情報 ※基本的に全ての項目を調査	○基本情報 ○運営情報(旧調査情報) ○任意報告情報 } ※調査が必要と認められる項目を選定し、実施することも可
調査	○報告対象サービス事業者の全てを調査(義務) ※都道府県が毎年定める計画に基づき年1回調査を実施	○都道府県が必要と認める場合に調査 ※都道府県が定める調査指針、調査計画に基づき実施
調査方法	○調査員1名以上による訪問調査	○調査員1名以上による訪問調査 ○訪問調査以外の方法においても適正に調査が実施できると判断した場合は、他の調査方法による実施も可
公表情報	○基本情報 ○調査情報	○基本情報 ○運営情報(旧調査情報) ○任意報告情報 ※公表することに配慮
公表方法	○基本情報:事業者から報告された情報を公表 ○調査情報:調査員による調査結果を公表	○事業者から報告された情報を公表 ○調査を実施した場合は、調査結果を公表
公表システム	○都道府県が公表サーバーを設置し、管理運営 ※管理運営費は手数料で賄う ○支援センター(シルバーサービス振興会)で公表システムを開発し、都道府県に配布 ※システム開発費は国からの補助	○国において公表サーバーを設置し、一元的に管理運営 ※管理運営費は国負担 ○国において公表システムを開発 ※システム開発費は国負担
公表事務	○都道府県が設置した公表システムサーバーにより、事業者からの報告の受理、公表等の事務を実施	○国が設置した公表サーバーを活用し、都道府県は事業者からの報告の受理、公表等の事務を実施
手数料	○地方自治法に基づき事業者から手数料を徴収することが可能(都道府県が条例で規定) ○指定情報公表センター、指定調査機関は、事業者から徴収する手数料を収入とすることが可能(介護保険法に規定)	○地方自治法に基づき事業者から手数料を徴収することが可能(都道府県が条例で規定) ○指定情報公表センター、指定調査機関の手数料直入規定の廃止 ○手数料を徴収する際は、都道府県の歳入となる
計画	○報告計画、調査計画、公表計画を毎年定める ・報告計画(事業者ごとに調査を行う月等を勘案し、報告提出期限を定める) ・調査計画(事業者ごとに月単位の計画を定める) ・公表計画(事業所ごとに月単位の計画を定める)	○報告計画、調査計画、公表計画を毎年定める ・報告計画 ・調査計画 ・公表計画 } (都道府県の実情に応じ定める)
報告拒否等への対応	○報告等を命じ、命令に従わない場合には、指定取消又は停止	○同左
情報公表支援センター	○(社)シルバーサービス振興会に設置	○支援センター業務を一般公募し、委託

平成23年度及び平成24年度介護職員処遇改善実績報告書の作成について

《広島県健康福祉局介護保険課》

1 交付金の概要

- 「介護職員処遇改善交付金」は介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成21年10月から平成24年3月までの間に提供された介護サービスを対象として、交付するものです。
- 平成24年度以降は引き続き、「介護職員処遇改善特例加算」を創設し、現在と同様のサービス別加算率と算定要件で介護報酬に加算されます。

2 平成23年度実績報告について

(1) 注意事項

- 平成23年度分交付金受給総額は平成23年4月から平成24年3月までに受給した介護職員処遇改善交付金の受給額の総額を記入してください。
- 平成23年1月以前の介護サービス分の交付金で過誤調整等により、平成23年4月から平成24年3月までの間に支給された交付金であれば、平成23年度分の交付金となります。平成24年1月以前の介護サービス分の交付金であっても、過誤調整等により、平成24年4月以降に支給される交付金は、平成23年度の実績報告書の交付金受給額には、含めないでください。
- 「交付金による賃金改善実施期間」は、介護職員に交付金による賃金改善分の賃金を支給した期間です。各年度の実績報告書の賃金改善期間と重複しないようにしてください。

(2) 提出期限

平成24年5月31日（木）までに郵送してください。（必着）

(3) 提出先

〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県健康福祉局介護保険課 宛
※封筒の表に「介護職員処遇改善交付金実績報告書在中」と記入してください。

3 平成24年度実績報告について

- (1) 平成24年度分交付金総額は平成24年4月から平成24年5月までに受給した介護職員処遇改善交付金の受給額の総額を記入してください。（サービス対象月は、原則として平成24年2月～平成24年3月サービス対象月。平成24年3月以前のサービスに係る交付金で、月遅れ請求等により、平成24年7月までに支払われた交付金も対象となります。）

平成24年2月から平成24年6月までの期間で、平成23年度と重複しない連続する2か月を選択してください。

(2) 提出期限

平成24年9月28日（金）までに郵送してください。（必着）
（提出先は上記広島県介護保険課 宛）

4 ホームページ

- 広島県のホームページに、介護職員処遇改善交付金に係る申請様式及び記入例等の情報を掲載していますので、参照してください。

【広島県のホームページのアドレス】

トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護職員処遇改善交付金について

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/64/1250746463141.html>

実績報告 記入例①：手当で、一時金支給の場合

別紙様式 4

*平成24年度は2ヵ月分で計算して提出してください。

介護職員処遇改善実績報告書(平成23年度)

広島県知事 様

平成23年4月～平成24年3月までに
受給した交付金の総額を記入する。

実施された賃金改善実施期間について、次のいずれかを選んでください。
 ○平成23年2月～平成24年1月
 ○平成23年3月～平成24年2月
 ○平成23年4月～平成24年3月
 ○平成23年5月～平成24年4月

①	平成23年度分交付金受給総額	6,728,000円	
②	交付金による賃金改善実施期間	平成23年5月～平成24年4月	
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	408人	②の期間の常勤換算数の総数 34人×12か月=408人
④	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総数)	108,142,440円	④÷③の小数点以下切捨ての金額を記入
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	265,055円	②の期間中の賞与を含む給与、手当等の賃金総支給額
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	・介護福祉士手当を毎月、正規職員に6,000円、非常勤職員に4,000円支給した。 ・夜間勤務手当を1回3,000円支給した。 ・平成23年8月及び平成24年4月に一時金を正規職員に50,000円、非常勤職員に30,000円支給した。	
⑦	⑥に要した費用の総額(法定福利費等を含む)	7,613,121円	賃金改善額を記入してください。
⑧	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当した額	0円	
⑨	⑦のうち、他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善した額	0円	
⑩	賃金改善所要額(⑦+⑧-⑨)	7,613,121円	
⑪	交付金余剰額(返還額)(①-⑩)	0円	マイナスの場合は、0円と記入してください。
⑫	介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)	18,659円	⑦÷③の小数点以下切捨ての金額を記入してください。

- ※ ①については、別紙様式4(添付書類1)により内訳を添付すること。
- ※ ⑦については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)
- ※ ⑧又は⑨について該当がある場合は、別紙様式4(添付書類2)を添付すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成24年5月〇〇日

(法人名) ひろしま健康福祉株式会社

(代表者名) 広島 一郎 印

代表者印

《注意事項》

○ 別紙2 介護職員処遇改善交付金賃金改善額明細書

法定福利費の計算に注意してください。下記の表の率以内で計算してください。

法定福利費	H23年4月	H23年9月	H24年4月
健康保険料	4.765	4.765	5.015
介護保険料(40歳以上)	0.755	0.755	0.775
厚生年金保険料	8.029	8.206	8.206
児童手当拠出金	0.13	0.13	0.13
労災保険料	0.3	0.3	0.3
雇用保険料	0.95	0.95	0.85
	14.929%	15.106%	15.276%

○ 別紙3 介護職員処遇改善交付金賃金改善額明細書(ベースアップ、定期昇給分)

交付金の比較対象期間である平成20年度下半期中(H20年10月～H21年3月)の基本給と現在の基本給の差額を賃金改善額としてください。H23年4月以降採用された介護職員の比較元基本給は平成20年度下半期の賃金算定ルールにより算定した基本給の額を記入してください。